府　令

○内閣府令第六十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十七条の二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則中第十条を第十二条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（開発建設部建設産業・地方整備課の所掌事務の特例）

第十一条　開発建設部建設産業・地方整備課は、第六十五条の二各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する開発建設部の所掌に係る事務（用地課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附則第八条の次に次の一条を加える。

（開発建設部用地課の所掌事務の特例）

第九条　開発建設部用地課は、第六十一条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）がその効力を有する間、同法の施行に関する開発建設部の所掌に係る事務（補償コンサルタントに関するものに限る。）をつかさどる。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第六十六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十二条の二第二項、第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の九、第八十六条の十五第一項、第九十条の三第二項第八号及び第九十条の四第二項並びに災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の三、第二十条の四及び第二十条の六の規定に基づき、並びに同法を実施するため、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

（災害対策基本法施行規則の一部改正）

第一条　災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（地区居住者等による提案）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条の二第二項の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

一　地区防災計画の素案

二　計画提案を行うことができる者であることを証する書類

第一条の二に次の七条を加える。

（令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準）

第一条の三　令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号ロに規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。

（令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の四　令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

（令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準）

第一条の五　令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

（令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類）

第一条の六　令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

（変更の届出）

第一条の七　法第四十九条の五（法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

（災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置）

第一条の八　法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第四十九条の九に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九　令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

二　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

三　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

第二条第二項中「災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。